

世紀のバリトン、デイトリッチ・フィッシャー・デイスカのCDセット23枚組を手に入れて、日々耽溺しています。全部で7千円位、LP1枚2~3千円の時代を思えば、嘘みたいです。とはいえ、もう若い人たちには通じないでしょうか。

役員給与について(復習しましょう)

税理士 鎌田ふくみ

役員給与について、法人税の世界での大きな改正があったのは、平成18年でした。今を去ること、約10年、思えば、ずいぶん前のことになりました。

この間、月額給与等の更改についてご相談いただく機会や、新たな関与先様の役員給与の支給状況を拝見する機会が多々ありました。

そこから時々感じるのは、社歴が長い場合など、結構、改正前の刷り込みが残っているらしいことです。10年ひと昔ではありますが、たまには、改正後の要件をおさらいしてみるのも役に立ちそうです。

- 役員給与とは、月額報酬、賞与、退職金、経済的利益、役員に支給するすべてを含む概念だと大雑把に抑えてください。今回は、月額給与と賞与をテーマにします。退職金はまたの機会にお話しします。
- 月額役員給与は、いつでも変えられると思ってはいませんか？

役員給与は、事業年度開始前に決めておくのが原則です。年度途中で、おや、今期は調子がいいから、役員報酬を増額して節税しよう、などと考えないでください。事業年度の開始から年度末まで、一年間、毎月同額支給が大前提です。

(通常の役員任期が事業年度終了後の定時株主総会から始まることを考慮して、事業年度開始から3月以内の変更は可・・・少し猶予期間があるという程度)

以上の要件を満たせば、「定期同額給与」として損金算入できます。税務署への届出は不要です。

- 役員報酬の決議を文書で残していますか？

役員給与は株主総会の決議事項です。

株主総会議事録は、役員変更登記の時だけ作ればよい、というのはリスクがあります。月額役員給与の増額減額がある場合には作成を要します。

会社法に従えば、株主総会で各人別の金額まで決めることにはなりますが、実務的には、株主総会で役員報酬全体の枠取りをして、取締役会に各人別金額決定の委任をしても結構です。当然ですが、この場合は、取締役会議事録の作成も必要です。

- 役員賞与は損金にならないことを意識していますか？

やっぱり賞与を出したい、というご相談を受けることがあります。後継者を育成している時などに、成果に対する評価として支給したい、という動機が働くようです。

役員賞与を損金とするためには、事業年度開始にあたって、株主総会等で決議し、税務署に届けておくことが必須です。支給額、支給日等、詳細な事項を記載した文書

を提出します。

提出期限は定時株主総会等の決議から1月以内です。

事業成果を見てから決める、いわゆる後決めでは不可、事業年度開始にあたって前もって決め、決めたとおりに支給して初めて損金とされることに注意してください。

それができるなら、年間通しての月額給与に均して増額するのが安全確実ではあります。

ジュニアNISAについて

スタッフ 中島 弓枝

ジュニアNISAは、2016年4月から始まる少額投資非課税制度です。

2014年1月にスタートしたNISA（成人版）は、NISA専用口座を開設し、その口座で上場株式や株式投資信託を購入した場合、本来であれば課税となる配当金や売買益等が非課税となる制度です。このNISA専用口座を開設できるのは、20歳以上の居住者に限られていました。

ジュニアNISAは未成年（0～19歳）の口座開設を可能とし、本人に代わって親権者等が未成年の為に代理で資産運用を行う事ができます。

制度を利用可能な者	・0歳～19歳の居住者
投資上限額	・年間80万円（5年間で最大400万円）
非課税対象	・上場株式、公募株式投信等（成人NISAに準ずる）
投資可能期間	・平成35年まで（成人NISAに準ずる）
非課税期間	・投資した年から最長5年間
運用管理	・原則として親権者等が未成年者の為に代理で運用を行う ・18歳まで払出制限有り （途中で払出す場合、過去の利益に対し課税される。 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出が可能）

期間中に20歳になった場合、NISA（成人版）へ自動で移行されます。

また、ジュニアNISAの為に資金拠出は贈与に含まれる為、生前贈与等を行う場合にはご注意ください。

詳しくは、スタッフにご相談ください。

営業時間・夏季休暇のお知らせ

8月13・14日は、事務所全体で夏休みをとらせていただきます。

その他通常のお休みは、土・日・祝日です。

また、職員の退勤時間は6月～11月までの期間は、9時～17時と若干短縮しています。

よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。